

アイスランド知的財産庁

(I S I P O)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I S. I
国内手続請求様式	附属書 I S. II
委 任 状	附属書 I S. III

略語のリスト

国内官庁：	アイスランド知的財産庁 (I S I P O)
I P L：	特許法 (アイスランド)
I P R：	特許出願等に関する規則

指定（又は選択）官庁 I S	アイスランド知的財産庁 (I S I P O) 国内段階に入るための要件の概要	概要 I S
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料	ISK 48,700	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	デンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は補正されたもの、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は国際予備審査の附属書により補正されたもの）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認める。I S I P Oは非公式ベースに限定してグレースケールの図面又は写真を認める。アイスランド特許法はこの点について言及していないが、国内特許規則はカラー図面の提出が認められない旨を規定している。国内官庁はカラー・グレースケールの図面又は写真が国内出願に含まれていた場合、その使用に反対していない。この規定は次回の規則改正時に変更される予定である。	
国内手数料	通貨：アイスランド・クローナ (ISK) 出願手数料 ² …………… ISK 76,000 10個を超える各請求の範囲の手数料 ³ …… ISK 4,900 翻訳文の遅延提出の追加手数料 ⁴ …………… ISK 20,500 最初の3年分の年金 ⁵ …………… ISK 36,000	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。ただし、アイスランド語以外の言語が用いられている場合、国内官庁は、当該出願が公開される前に要約、請求の範囲及び要約とともに公開される図面の中の説明のアイスランド語の翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 4 出願手数料がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われている場合、この手数料を併せて支払うことを条件として、翻訳文はその期間の満了から2か月以内に提出できる。
- 5 これらの手数料は国内段階に入るための手続を行った後2か月以内に支払う。

I S	アイスランド知的財産庁 (I S I P O) (続 き)	I S
国内手数料の免除、減額又は払戻し	な し	
国内官庁の特別の要件 (P C T 規則51の2) ⁶	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁷ 出願人が発明者でない場合には、発明についての権利を取得した方法についての説明書を出願書類に添付 ⁷ 出願人がアイスランドに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	欧州経済領域 (E E A) , 欧州自由貿易連合 (E F T A) 加盟国若しくはフェロー諸島域内に居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (P C T 規則49の3. 1) ？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T 規則49の3. 2) ？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

6 P C T 第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てが P C T 規則4. 17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

IS. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は国内段階へ移行するための特別の様式を提供している（附属書IS. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

IS. 02 手続言語

通信の言語はデンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語が認められるが、必要な場合、国内官庁はアイスランド語による翻訳文を要求できる。

IPL Sec. 31(3)

IS. 03 翻訳文（遅延提出）

出願人は、国際出願の翻訳文をPCT第22条又は第39条(1)の規定に基づき適用される期間内に提出しない場合であっても、概要に示された国内手数料を期間内に支払えば、更に2箇月の期間内に翻訳文を提出することができる。ただし、概要に示されている翻訳文の遅延提出のための追加手数料を当該2箇月の期間内に支払う場合に限る。

IS. 04 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

IS. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書IS. I に概説されている。

IPL Sec. 8(4)

IPR Art. 3

IS. 06 発明についての権利

出願人が発明者でない場合には、出願人が発明についての権利を取得した方法を出願に記載しなければならない。国内段階移行のための特別様式の第8項を参照されたい（附属書IS. II 参照）。対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。国内官庁は、発明に対する出願人の権利を示す書類を要求することができる。

IPL Sec. 12
33(2)

IS. 07 委任状

代理人は別個の委任状又はIS.01にある特別様式を提出することにより選任することができる。別個の委任状の見本は附属書IS. III に示されている。

IPR Art. 23

IS. 08 調査及び審査

特別協定により、デンマーク特許商標庁はアイスランド特許出願に関する調査と審査を行う。特別の請求は必要ない。アイスランド知的所有権庁（ISIPO）は、その他の調査及び審査機関が行った、調査及び審査を考慮することもできる。

PCT Art. 28
41

IS. 09 出願の補正及びその時期

出願人は出願の主題の範囲を拡張しないことを条件として、国内官庁に対し次の修正をすることができる。

IPL Sec. 31

(i) 優先日から31箇月以内：欠陥の補充及び自発補正

IPL Sec. 19-21
IPR Art. 30-35

(ii) 特許付与可能の通知まで：PCT第5条及び第7条に基づく一般的要件を満たす必要がある場合、明細書及び図面の補正又は追加。国内官庁が他の方法を認める場合を除き、請求の範囲の補正及び追加は、すべての請求の範囲を番号順に記載した新しい書面を提出して行わなければならない。請求の範囲を追加する場合、出願人は追加の根拠を明示した説明書を同時に提出しなければならない。

IPL Sec. 19

IS. 10 付与手数料

特許付与可能の通知の日から2箇月以内に付与手数料を支払わなければならない。手数料の額は附属書IS. I に示されている。

IPL Sec.	31(3) 19	IS. 11 付与のための翻訳文 出願人は、付与手数料（IS.10参照）の支払があれば特許を付与することができる旨の通知とともに、特許請求の範囲、要約及び図面の説明の最終版のアイスランド語による翻訳文、並びに明細書の最終版のアイスランド語又は英語による翻訳文が未提出であれば、当該通知の日から4箇月以内に当該翻訳文を提出するよう求められる。
IPR Art.	5	
IPL Sec.	8(5) 40-41	IS. 12 更新手数料 国際出願日以降の各年について更新手数料を支払わなければならない。最初の3年間の更新手数料の支払期日は概要を参照。その後の更新手数料は、国際出願日の各年の応当日が属する月の満了前に支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日が属する月から6箇月の満了前であれば、20%の遅延支払のための割増料を伴い更新手数料を支払うことができる。更新手数料の額は附属書IS. I に示されている。更新手数料は支払期日の3箇月より前に支払うことができない。
IPL Sec.	42	IS. 13 出願人又は特許権者が発明者であって、その発明者が更新手数料を支払うことがきわめて困難とみなされる場合、国内官庁は3年を限度に支払を一時免除することができる。ただし、更新手数料の最初の支払期日以前にその旨を請求しなければならない。
PCT Art.	25	IS. 14 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対する審判を、決定の日から2箇月以内に審判部に請求することができる。この2箇月の期間内に審判手数料を支払わなければならない（額は附属書IS. I を参照）。
PCT Rule	51	
IPL Sec.	24(1) 25(1)	
PCT Art.	24(2) 48(2)	IS. 15 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。出願人は、相当の注意を支払ったが国際段階における期間又は国内官庁に対する期間を遵守できず、それによって権利に不利益が生じる場合、権利回復を請求することができる。その行為が履行されなかった理由が消滅してから2箇月以内であって、遵守されなかった期間の満了から1年以内に、回復請求を書面で提出しなければならない。この2箇月の期間内に不履行の行為を完了させ、権利回復手数料を支払い、請求の基礎となる理由を記載し、依拠する事実を述べなければならない。権利回復手数料の額は附属書IS. I に示されている。
PCT Rule	82bis	
IPL Sec.	72 73	
IPL Sec.	15	IS. 16 出願に関する手続の回復は、出願人が国内官庁により特定の手続について定められている期間を遵守しなかった場合に請求することができる。手続の回復は、PCT、PCT規則、アイスランド特許法又はアイスランド特許令で定める期間を遵守しなかった場合には請求することができない。手続の回復請求は、権利付与の手続を回復する効果を有する。ただし、遵守しなかった期間の満了から4箇月以内であり、請求が書面で行われ、権利回復手数料が支払われ、不履行の行為が完了している場合に限る。手続再開手数料の額は、附属書IS. I に示されている。

手数料

(通貨：アイスランド・クローナ)

出願手数料	76,000
10個を超える請求の範囲手数料，各請求の範囲につき	4,900
翻訳文の遅延提出のための追加手数料	20,500
付与手数料：	
－公開手数料（明細書，特許請求の範囲，要約及び図面の最初の40頁の印刷手数料）	32,400
－40枚を超える各用紙の追加手数料	1,500
－出願後に追加された各特許請求の範囲についての追加手数料	4,900
特許再発行手数料	32,400
請求の範囲の補正及び特許再発行の手数料	32,400
出願人の氏名若しくは住所の変更又は代理人に関する変更手数料	4,200
権利回復手数料	48,700
優先権回復手数料	48,700
審判手数料	85,000
手続再開手数料	13,000
－過去に出願が回復された場合	11,600
年金：	
－第1年度から第3年度，各年につき	13,000
－第4年度	15,000
－第5年度	16,400
－第6年度	17,700
－第7年度	19,700
－第8年度	21,800
－第9年度	24,400
－第10年度	27,200
－第11年度	29,700
－第12年度	32,400
－第13年度	35,800
－第14年度	40,500
－第15年度	45,300
－第16年度	50,000
－第17年度	56,200
－第18年度	61,700
－第19年度	67,600
－第20年度	74,400
年金の遅延支払割増料	該当する年金の20%

手数料の支払方法

手数料は、現金若しくは国内官庁宛の小切手によって、又は国内官庁の次の銀行口座に支払うことができる。

銀行名：Landsbankinn hf

住所：Austurstræti 11, 155 Reykjavík

受取人名：Hugverkastofan

住所：Katrínartún 4, 105 Reykjavík

銀行口座番号：0111-26-12189

IBAN No. IS71 0111 2601 2189 6501 9121 89

SWIFTコード：NBIIISRE

すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）を表示しなければならない。

様式（附属書IS. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 IS. II 国内手続請求様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_is.pdf

附属書 IS. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_is.pdf